

公益社団法人長野県建築士会
既存住宅インスペクション研究会運営要綱

(名称)

第1条 この会は、公益社団法人長野県建築士会既存住宅インスペクション研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、既存住宅市場の活性化を推進するため、既存住宅の品質に関する正確な情報を消費者に提供するため制度化された既存住宅状況調査について、国土交通省が定める「既存住宅状況調査基準」に沿った客観性、中立性を確保した信頼のおける調査業務を実施するため、広範囲な知識の習得と高い倫理観、健全な社会観の涵養など既存住宅状況調査技術者の資質向上に努め、消費者の信頼の確保を図るとともに、既存住宅状況調査の普及促進を図ることを目的とする。

2 研究会は、公益社団法人長野県建築士会(以下「本会」という)の住宅ストック活用対策特別委員会内に付置する。

(事業)

第3条 研究会は、前条第1項の目的を達成するため、以下の事業を実施する。

- (1) 本会に対して申し込みのあった既存住宅状況調査業務の研究会会員（以下「会員」という。）へのあつせん
- (2) 会員が既存住宅状況調査業務の実施のための支援を求めたときの支援者のあつせん
- (3) 会員が行った既存住宅状況調査報告書の監修
- (4) 会員の既存住宅状況調査業務向上のための定期的な研修等
- (5) 消費者や不動産関係団体等への既存住宅状況調査の普及・啓発を図るための普及啓発活動
- (6) 既存住宅状況調査に関する、消費者等からの相談業務

2 前条第1号ないし第3号の事業を実施するために必要な事項は別途定める。

(会員)

第4条 本会会員であり、かつ既存住宅状況調査技術者講習会を修了した者は研究会に加入することができる。

2 会員が不誠実な行為を行う等、会員として不適格であると判断した時は、研究会を除名することができる。

3 会員の加入承認は会長が行い、前項の除名は総会において出席会員数の3分の2以上による承認を要する。

(役員)

第5条 研究会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹 事 4名

- 2 会長は、会員の互選により選任し、研究会を統括する。
- 3 副会長は会長が指名し、会員の同意を得て選任し、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときは職務を代行する。
- 4 幹事は、原則として住宅ストック活用対策特別委員会の委員のなかから会長が指名し、研究会の事業を遂行する。

(会議)

第6条 研究会には以下の会議を設ける。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- 2 総会は、会長が必要と認めるとき招集し、委任状を含めて全会員の過半数の出席により成立し、議決は出席会員の過半数の賛成により行う。
 - 3 総会は、会長が議長を務める。
 - 4 総会は、本要綱運営における課題及び会員から提案された重要事項を審議する。
 - 5 役員会は、会長が招集し、前条第1項の役員が出席して研究会の事業の遂行に関する事項を協議、遂行する。

(会員の遵守事項)

第7条 研究会の成果は、原則として会員及び社会に公開するものとする。

- 2 会員は、業務の遂行にあたっては本会の名誉を汚すことのないように努めなければならない。
- 3 会員は、研究会活動において知り得た情報や資料等は他に漏洩させてはならない。また、個人情報については、公益社団法人長野県建築士会個人情報管理規程に基づき適正に管理する。

(研究会の予算)

第8条 研究会は本会の住宅ストック活用対策特別委員会の予算により運営する。

附則

この要綱は、平成29年9月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年11月13日から施行する。